

令和2年度 国際交流活動助成 ご案内

(公財)福岡よかトピア国際交流財団では、福岡市民の国際交流を支援し、福岡市の国際化を推進するため民間団体の国際交流事業等に対して「国際交流活動助成」を行っています。

令和2年度募集の概要は次のとおりです。

1 対象の事業

福岡都市圏内で実施される国際交流・国際理解・国際協力等に寄与し、広く福岡市民が参加できる事業で、具体的には、次のような内容です。

- (1)福岡市民と外国人との相互理解を促進する交流事業
- (2)福岡市民の国際理解の促進を目的とする講演会、シンポジウム、外国文化理解講座等の事業
- (3)福岡市在住の外国人を支援する事業
- (4)国際協力、または国際協力の人材育成や理解促進等国際協力に寄与する事業

※海外で実施する場合は、上記(1)(2)(4)の事業で、広く福岡市民が参加できる事業、または、現地の一般市民と広く交流ができる事業を対象とします。

★福岡都市圏とは、福岡市・筑紫野市・春日市・大野城市・太宰府市・古賀市・宗像市・福津市・糸島市・筑紫郡・糟屋郡の地域です。

2 申請団体、事業の該当要件

- (1)福岡都市圏内に活動基盤を有し事業遂行能力が十分にある非営利団体の事業であること。
- (2)営利活動・宗教活動・政治活動、または、寄付金を集めることを目的とする事業でないこと。
- (3)国、地方公共団体、又は地域国際化協会等から助成金や共催を受ける予定のない事業であること。
- (4)国、地方公共団体、又は地域国際化協会等から団体の運営に関して、経費の補助等の便宜が与えられていない団体の事業であること。
- (5)代表者、役員等が暴力団員でないこと又は暴力団員と密接に関係していないこと。
- (6)申請団体が原則として3年を超えて、継続して助成を受けていないこと。

なお、過去に助成を受けている団体は優先度が低くなります。

3 助成の金額及び対象となる経費

- (1)【一般型】助成対象経費の5割以内で、1件20万円まで
【チャレンジ応援型】助成対象経費の8割以内で、1件10万円まで
※チャレンジ応援型・・・団体結成後、日が浅い等で事業実施の経験が少ない団体向けです。
- (2)事業に係る食糧費、人件費及び団体運営のための経費は対象外です。
- (3)事業後の決算において、収支予算書より参加費等が増加し、その収入合計額と助成額との合計が事業費を超えた場合は、その超過額は助成額から減額します。

4 事業実施時期、申請期間及び申請方法

事業の実施時期	申請期間
令和2年4月1日～令和3年3月20日	事業開催日の4か月前まで(随時受付)

(申請方法)

事前に当財団と打合せの上、当財団のHPに掲載の申請書(様式第1号～4号)等に記入し持参してください。

5 選考及び決定

原則として、2か月に1回、審査委員会を開催し、申請事業のヒアリングを行った後、助成の可否及び助成金額を決定します。審査会(ヒアリング)日時等は、申請団体へ直接お知らせします。

6 助成金の交付

事業完了後2ヶ月以内、かつ当該年度の末日までに事業実績報告書及び事業収支決算書等の提出を受け、審査を経た後に助成金を交付します。

7 交付決定の取消等

次の場合は、助成額の全部或いは一部を取り消し、既交付の場合は返還を求める場合があります。

- (1) 事業が中止された場合
- (2) 事業内容が届け出なく変更された場合
- (3) 助成金が助成対象以外の用途に使用された場合
- (4) 付帯条件を順守しなかった場合
- (5) 決まった期日までに事業実績報告書が提出されず、事業実施後の審査が困難な場合

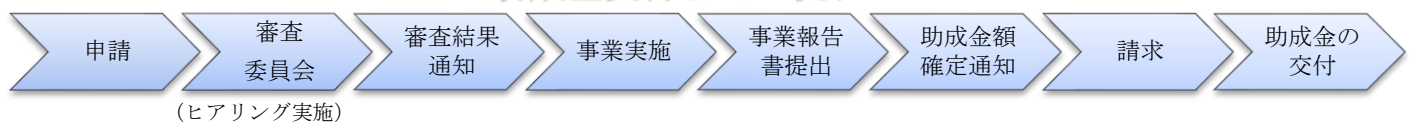
8 その他

助成交付団体については、交付団体名、助成内容及び助成金額について翌年度に当財団のHPにて、公表します。

国際交流活動助成事業の助成対象となる経費及び限度額等について

経費の種類		助成対象の内容	助成上限額
助成対象経費	報償費	◎外部から招聘した講師・公演者等の謝礼金・旅費	【一般型】 助成対象経費の 5割以内で 20万円まで
	委託費	◎外部へ委託した通訳費・翻訳費・警備費	
	移動費用、宿泊費	◎参加者等の移動のための経費 (公共交通機関による福岡都市圏内の移動費は含まれません。) ◎参加者の宿泊費	
	会場借上げ・設営費	◎会場費及び会場の設営にかかる経費・物品借上費及び展示品などの運搬費	
	広報・印刷費	◎郵送料、宅配便会社の宅配料金、はがき購入代 (電話料金及びインターネット等の利用経費は該当しません。) ◎広報用チラシ、ポスターの印刷費用 ◎当日資料、報告書などの事業実施にかかる印刷費	
	消耗品費	◎事務用品、コピー用紙など ◎事業の目的を達成するために必要な物品	
	教材費	◎講座などで使用する教材、食材などの購入費 ◎施設入場料などの費用	
助成対象外経費	人件費		/
	食糧費		
	スタッフ旅費・ スタッフ宿泊費		
	その他団体運営経費等		

助成金交付までの流れ



問い合わせ： 公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団 総務課
 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市国際会館 1階 TEL：092-262-1724
 HPアドレス：<https://www.fcif.or.jp/money/subsidy2/>
 メールアドレス：katsudo-josei@fcif.or.jp